

資料3-2

令和5年2月定例会（付託）
文教厚生委員会資料
教育委員会

（素案）

徳島県における中学校の部活動の 地域移行に向けての手引き

令和5年2月

徳島県教育委員会

目 次

手引きの作成に当たって1
1 部活動の地域移行に向けて2
(1)国の動向2
(2)本県の地域移行の目的及び方針5
(3)学校部活動の地域移行、地域クラブ活動への移行の全体像8
2 「地域クラブ活動」制度設計の手順10
(1)市町村の資源及び生徒のニーズ把握10
(2)運営団体・実施主体の整備10
(3)指導者の確保12
(4)運営方針等の決定13
3 説明・周知16
(1)関係団体、学校に対して16
(2)保護者、地域に対して16
4 生徒への募集案内17
5 教師等の兼職兼業17
6 ハラスメント等の根絶18

手引きの作成に当たって

令和4年12月スポーツ庁及び文化庁が改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）では、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことが示されました。

県教育委員会としては、「国のガイドライン」に沿い、令和5年度から令和7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内の市町村において地域移行の取組が円滑に進むよう、「徳島県における中学校の部活動の地域移行に向けての手引き」（以下「手引き」という。）を策定することとしました。

各市町村においては、「国のガイドライン」及び本「手引き」の内容に御留意いただき、推進計画等の策定など、地域の実情に応じ、地域移行に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

1 部活動の地域移行に向けて

(1) 国の動向

これまでの国からの通知等

- 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）

（平成29年12月中央教育審議会）

部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）（同年12月文化庁）

学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進める

- 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）

（平成31年1月中央教育審議会）

地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき

- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月文部科学省）

令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする

- 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月スポーツ庁）（同年8月文化庁）

休日の部活動の地域移行を達成する目標時期については令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とする



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドラインの概要(令和4年12月スポーツ庁及び文化庁)

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

.....
(主な内容)

- ・ **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- ・ **部活動指導員**や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ **週当たり2日以上**の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備**を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備**
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・ 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保**
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日を設定**
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ **困窮家庭への支援**

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備を進める**
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

(2) 本県の地域移行の目的及び方針

【目的】

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支援により、スポーツ・文化芸術振興を担ってきました。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。
- しかしながら、中学校の部活動においては、学校に生徒が取り組みたい部活動がないことや、専門的な指導が受けられない場合があること、少子化が進展することにより、部活動の維持に悩む学校が多く、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合があることなど、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。
- また、教師の長時間勤務の大きな原因として「部活動指導」によるものが明らかになっており、その改善は喫緊の課題です。これまで、部活動は、教師による献身的な支援によって成り立ってきましたが、教師の多大な負担を伴う現状の部活動には限界があり、持続可能な形で新たな活動機会を作り出していくという考え方に切り替えていく必要があります。
- 今回の中学校における部活動の地域移行は、生徒のニーズを踏まえ、人間的成長を第一に、まずは生徒の活動をより良いものとするを旨とするとともに、学校の働き方改革の更なる推進を目指すものです。

【方針】

《地域の環境整備》

- 地域における新たなスポーツ環境や文化芸術に親しむ環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進め、平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられます。
- 地域の実情等によっては、平日と休日を一体としてスポーツ・文化芸術環境を整備することや、平日から先に整備することもあり得るため、どのような進め方が地域の実情等に照らしてふさわしいかは、各地域における関係者間で丁寧に検討して方針を定め、調整・協議する場を整えていくことが必要と考えられます。
- 市町村は、スポーツ・文化芸術団体、学校等との連携・協力のもと、それぞれの地域の実情に応じ、それぞれの地域が持っている資源を活かした、新しい活動機会の創出に向けた準備を進めることが必要です。

《多様な生徒の志向等に応じた対応》

- 生徒には、スポーツ・文化芸術活動の体力や技能が高く、大会やコンクールでの成績等を重視した活動をしたい生徒もいる一方で、スポーツ・文化芸術活動を楽しむことを重視するレクリエーション志向の生徒や、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障がいのある生徒もおおり、生徒の志向や状況に応じた対応が求められます。
- また、学校部活動に所属する生徒だけではなく、参加を希望する全ての生徒を想定し、複数種目を経験できる活動や、レクリエーション的な活動、性別や障がいの有無に関わらず誰もが一緒に参加できる活動など多様な活動内容を可能な限り確保することや、他の世代の活動に生徒が加わることも大切です。

《段階的な体制の整備》

- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があり、市町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体に取り組む体制など、段階的な体制の整備を進めることが考えられます。

- その際、多くの市町村では、学校の部活動をそのまま受け入れることができる団体等が存在しないことが考えられます。このことから、直ちに体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられます。

- 市町村においては、当該市町村の実情等を加味し、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画等を策定するなどした上で、関係者間で協議を重ねていくことが大切です。

- また、進捗状況等の点検を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直ししながら、着実に進めていくことが大切です。

(3) 学校部活動の地域移行、地域クラブ活動への移行の全体像

- 地域移行する際に、単に現行の部活動の練習内容、活動時間、指導体制などを、そのまま地域に移していこうとすると、生徒のニーズに十分に応じることができなかつたり、大会での成績等を重視した活動が多くなったりするなど、学校の部活動が抱える課題がそのまま引き継がれてしまうことが考えられます。
- このため、地域移行後の活動内容については、現行の部活動の課題や地域の実情、生徒のニーズを踏まえ、検討していくことが大切です。
- 国のガイドラインでは、地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものであり、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校における部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。
- また、部活動の地域移行が完成するまでは、地域クラブ活動と学校の部活動で指導者が異なることなどから、地域クラブ活動と学校の関係者が連携することが重要とされています。
- 地域クラブ活動は、学校の教育活動から切り離された地域の活動であることから、学校教育の一環である「部活動」とは異なるものと理解する必要があります。
- 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像は、次頁のようになります。

学校部活動の地域移行、地域クラブ活動への移行の全体像

学校部活動

【位置づけ】学校教育の一環(教育課程外)

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■拠点校方式による合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員、関係校の教師等
参加者	関係校の生徒
場所	関係校(拠点校)の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

地域の实情に応じ、当面は併存

■少子化の中、持続可能な体制にする必要

■地域の实情に応じた段階的な体制整備

休日の地域クラブ活動

【位置づけ】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会体育、スポーツ・文化活動)

地域の多様な主体が実施

★学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携

運営団体 実施主体	①地方公共団体(複数の連携含む) ②多様な組織・団体 (総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等)
指導者	地域の指導者(一部教師の兼職兼業)
参加者	地域の生徒(他世代合同参加含む)
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ施設、地域・民間団体所有施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】より

2 「地域クラブ活動」制度設計の手順

(1) 市町村の資源及び生徒のニーズ把握

- 市町村は、それぞれの地域における資源（スポーツ・文化芸術活動に関わる組織、人材、活動環境等）を把握するとともに、今後の市町村の人口動態から、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の検討が必要です。
- また、所管する各学校における生徒（児童）のニーズや学校、地域の意向を把握することが必要です。

(2) 運営団体・実施主体の整備

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体等が考えられます。
- 既存の組織・団体がない場合は、新たな組織・団体の立ち上げも検討する必要があります。（市町村教育委員会や地域スポーツ・文化振興担当部署がその役割を担うことも考えられます。）
- また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定されます。
- 運営団体・実施主体となることが想定される組織・団体の多くは、これまで中学生の活動を運営してきた経験が少ないことが予想されるため、必要に応じ市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化振興担当部署のサポートが必要となることも想定されます。
- この運営団体・実施主体の検討に当たっては、市町村教育委員会、市町村地域スポーツ・文化振興担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会」などの体制を整備し、検討することが大切と考えられます。
- 「協議会」は、地域移行をスタートさせる段階では、市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化振興担当部署が主催することが想定されますが、地域移行後は、運営団体・実施主体が主催することが想定されます。

- 単独の市町村では、運営団体・実施主体の整備が困難な場合には、近隣の市町村と連携することも有効です。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する必要があります。
- その際、「協議会」などの場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図ることが大切です。
- また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う必要があります。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、主に次の業務を行うことが想定されますので、マネジメントできる人材が必要です。

運営団体・実施主体の業務

運営方針・運営方法の決定

- 市町村教員委員会や市町村地域スポーツ・文化振興担当部署等が開催する「協議会」等と連携

活動周知に係る広報活動

参加者の募集・受付

活動のマネジメント

- 活動計画の作成 ○活動実績報告書の作成 ○大会等への参加手続き
- 施設の確保 ○送迎バスの運行 ○トラブルや事故発生時の対応 等

指導者のマネジメント

- 指導者の確保 ○保険加入 ○シフト作成 ○従事時間管理
- 報酬の支払い ○資質向上研修の実施 等

参加者のマネジメント

- 出欠確認 ○参加費の徴収 ○安全管理 等

地域、学校、競技団体・文化芸術団体等のコーディネート

- コーディネーターの配置

参加者・保護者満足度を高める工夫

- アンケートの実施 ○PDCAサイクルによる運営改善

(3) 指導者の確保

- 市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境や文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保することが必要です。
- スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めることが必要です。
- 部活動指導員が地域の指導者を兼ねたり、指導を希望する教師等が、兼職兼業の手続きを経て地域の指導者として指導を行うことができるような体制を整備することも考えられます。
- 地域クラブ活動の指導者は、生徒の発達段階に応じた、適切で効果的な指導を行うためには、当該運動種目・文化芸術分野の指導力だけでなく、指導者として必要な知識や考え方、生徒理解やトラブル対応などの知見を身に付けておく必要があります。
- また、地域クラブ活動を持続可能なものとするためには、参加者が将来、地域の指導者として子供たちを指導したいと思う気持ちになるような、長期的な視点をもった活動を行うことも大切です。

指導者確保のための方策

地域人材の把握

- 地域スポーツ・文化芸術団体の登録者 ○スポーツ少年団の指導者
- スポーツ推進委員 ○退職教員 ○個人で活動している指導者 等

指導を希望する教師の把握

- 教師へのアンケート等 ⇒ 地域クラブ活動での指導を希望する教師把握

人材バンクの活用

- 県教委「徳島県運動部活動指導者人材バンク」「文化教育人材バンク」の活用または人材バンクの構築

大学・企業等との連携

- 大学との連携 ○大学を通じたの求人活動
- 地域に企業等のチームあり ⇒ 連携し指導者確保

民間事業者との連携

- 全国的には、フィットネスクラブや人材派遣会社等と連携

求人募集

- マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等での求人募集

広域での活動の実施

- 単一の市町村で実施できない活動 ⇒ 近隣市町村と連携

(4) 運営方針等の決定

- 地域クラブ活動の運営方針決定に際しては、生徒や保護者のニーズ、地域の実情等を踏まえ「協議会」などにおいて検討することが想定されます。
- 地域クラブ活動の運営方針等決定については、次のような手順が想定されます。

運営方針等決定の手順

① ニーズ等把握

- 生徒、保護者のニーズ把握及び学校、地域の意向把握
 - ・「スポーツ・文化芸術活動への参加を望む生徒にとって、競技力等の向上のみを目的としないスポーツ・文化芸術環境の実現」
 - ・障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動
- 地域ミーティング等の開催
 - ・地域のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の方が一堂に会し、様々な立場からの意見集約

② 運営に係る「協議会」の実施

- 「協議会」の開催
 - ・把握したニーズや意向を反映
 - ・地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の創設に向けて、建設的な協議が行われるよう計画
- 市町村PTA連合会等と連携した協議
 - ・地域クラブ活動の運営には保護者の理解が不可欠
- 既存のクラブ関係者等有識者の参加（必要に応じて）
 - ・効率的な会議運営体制の構築
- 運動種目・文化芸術分野別の分科会等の設置（必要に応じて）
 - ・効率的な会議運営体制の構築

③ ビジョンの策定

- 全体像の把握
 - ・部活動に代わる新しい中学生のスポーツ・文化芸術環境を考察
 - ・現在の学校外のスポーツ・文化芸術活動と、共存して活動する「地域クラブ活動」の在り方について検討
- 「地域のスポーツ・文化芸術環境のグランドデザイン」として共有
 - ・地域のスポーツ・文化芸術活動を通じて中学生をどのような人材に育てていくのか明確なビジョンを共有
 - ・いつまでにどのような方策をとるのか、地域移行後の新たなスポーツ・文化芸術環境について協議
- ガイドラインを策定
 - ・国のガイドラインに準じたものが望ましい
 - ・地域クラブ活動は、現在の学校の部活動とのつながりを意識しながら、市町村教育委員会が運営方針等の策定に関わるため

④活動の名称と目的の設定

- 地域クラブ活動は、学校管理下外の地域の活動
 - ・学校部活動は、学習指導要領で「学校の教育活動の一環」と示された活動
- 活動の名称を工夫
 - ・生徒や保護者が、学校の部活動と区別ができるよう活動名称から「部活動」という語句を除くなどの工夫も必要
- 活動の目的
 - ・③で協議した、「地域のスポーツ・文化芸術環境のグランドデザイン」設定

⑤活動する運動種目・文化芸術分野等の決定

- 活動する運動種目・文化芸術分野
 - ・地域がもつ資源（指導人材、活動環境等）と、①のニーズ調査の結果等を総合的に判断
 - ・ニーズはあるが、地域に十分な資源がない場合は、近隣市町村との連携など、広域での活動機会の提供を検討

⑥活動場所の確保

- 公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設の活用
- 地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設の活用

⑦活動頻度及び活動開始時期の決定

- 活動回数、活動時間
 - ・地域がもつ資源（指導人材、活動環境等）と、①のニーズ等調査の結果等を総合的に判断
- ※休養日と活動時間の設定（国のガイドラインに沿って）

 - ・週当たり2日以上、平日は少なくとも1日以上の休養日
 - ・休日のみ実施の場合は、原則として1日を休養日
 - ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替
 - ・活動時間は長くとも平日2時間程度、休日3時間程度
- ・回数については、最初は単発や1、2ヶ月から1回程度から始め、段階的に増やしていくことも検討

⑧費用負担の検討、財源の確保

○受益者負担が原則

- ・地域クラブ活動は学校外での活動であるため、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定を検討
- ・これまでの学校部活動は、学校の教育活動の一環として無償で提供されていたことから、保護者に十分な説明を行い、理解を得る

○運営費用

- ・指導者の報酬 ・保険料 ・会場使用料、消耗品代（共用用具等）
- ・会場への移動に係る費用 ・運営団体・実施主体の事務に係る費用 等
- ※保険の加入（指導者や参加する生徒等）
 - ・自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険の加入促進

○生徒満足度、保護者満足度を高める工夫

- ・負担に応じたサービスの提供
- ・PDCAサイクルにもとづく運営方法等の改善

○適正な受益者負担額

- ・「協議会」で十分に検討、検証する必要

○公的な支援について検討

- ・受益者負担が発生することで地域クラブ活動に参加できなくなる生徒が発生することを防ぐ必要 ⇒ 国の事業等を活用
- ・学校施設の開放 ・公的な体育施設の利用料減免または免除
- ・送迎面の配慮（市町村保有のバス等の活用）

○財源の確保

- ・地元企業からの寄附等を活用した基金の創設等やクラウドファンディングの活用

⑨実施要項の作成

- ①～⑧までの過程を踏まえ、実施要項を作成

3 説明・周知

- 市町村は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む必要があります。
- その際、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者及び地域の方が一堂に会す「地域ミーティング」等を開催するなど、様々な立場の方々に一斉のメッセージを出し、同時に意見を集約することも効果的です。
- 休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行うことが大切です。

(1) 関係団体、学校に対して

- 市町村は、地域における資源（スポーツ・文化芸術活動に関わる組織、人材、活動環境等）を分析し、説明や協議を進めることが必要です。
- 準備の進捗状況等については、随時各学校の教職員に対し、適切に一人ひとりまで届くよう情報を発信することが必要です。
- また、生徒に対しても、地域クラブ活動においては様々な選択肢があることを示すなど、適切に周知することが必要です。

(2) 保護者、地域に対して

- 保護者や地域住民に対しては、受益者負担が発生すること等への理解を得る必要があることから、適切に情報発信をしていくことが必要です。
- 準備の進捗状況等について、市町村PTA連合会等への説明や意見交換を進めていくことが必要です。

4 生徒への募集案内

- 平日の部活動に参加しているかどうかに関わらず、すべての生徒を対象に、募集案内を出し、どの活動に参加するか、あるいはどの活動にも参加しないか自由に選択できるよう募集を行うことが大切と考えています。

5 教師等の兼職兼業

- 教育委員会は、国が示す『「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和3年2月17日付け通知）』や『「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月30日付け事務連絡）』等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行うことが必要です。
- 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可することが必要です。
- 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意することが大切です。
- 兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努めることが必要です。

6 ハラスメント等の根絶

- 運営団体・実施主体は、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に取り組む必要があります。
- 国のガイドラインでは、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、スポーツ団体等が自ら設ける相談窓口のほか、JSPO 等統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処するとされています。
- JSPO 等の統括団体が設ける相談窓口を活用するほか、運営団体は自ら相談窓口を設けることが大切です。
- 必要に応じて、スポーツ・文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みを設置することも有効です。
- 市町村は、運営団体・実施主体に対して適宜、指導助言を行う必要があります。
- 県教育委員会としても、指導者の資質向上のため現在実施している「指導力スキルアップ研修」への地域の指導者の参加を促進していきます。